★電子納付とは，保管金をインターネットバンキング，Pay-easy(ペイジー)対応のATM等を用いて納付することです。

原則として24時間365日，いつでもどこからでも納付ができます。

事前登録を行うと全国の裁判所で利用することができます。

電子納付の場合，裁判所への保管金提出書の提出は不要です。

電子納付には，ほとんどの場合，振込手数料がかかりません。（注）

（注） ATMで休日・夜間に手続をする場合，金融機関によっては，ATMの時間外手数料がかかる場合があります。

平日午後5時以降，土曜日，日曜日，国民の祝日・休日及び年末年始に手続がされた電子納付は，即日に入金を確認することができないため，翌日又は休日明けの処理となります。

特に，保釈保証金，代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は，ご注意ください。

（問い合わせ先）

宇都宮地方裁判所事務局会計課経理係　電話028－621－4755（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

宇都宮家庭裁判所事務局会計課経理係　電話028－621－4850（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

★電子納付をするには？

ステップ１

利用者登録申請をします。

地家裁会計課経理係等(注)に電子納付利用者登録申請書を提出

⇩

電子納付利用登録票を受領

ステップ２

電子納付用の保管金提出書を受け取ります。

担当書記官等に電子納付利用登録票の「登録コード」を告げる。

⇩

電子納付用の保管金提出書を受領

ステップ３

インターネットバンキング，Pay-easy（ペイジー）対応の銀行ATM等で，電子納付をします。

電子納付用の保管金提出書に記載されている「収納機関番号，納付番号及び確認番号」を入力する。

（注） 利用者登録申請窓口
宇都宮の裁判所においては，地家裁本庁会計課経理係又は真岡支部，大田原支部，栃木支部及び足利支部の各地裁庶務課